教員資格認定試験規程の一部を改正する省令

教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（試験の施行等） **第五条**　［略］ 2　文部科学大臣は、認定試験の種類、実施機関、施行期日、場所その他試験の実施に関し必要な事項について、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により公示する。 （手数料） **第九条**　次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ下欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。	（試験の施行等） **第五条**　［同上］ 2　文部科学大臣は、認定試験の種類、実施機関、施行期日、場所その他試験の実施に関し必要な事項について、あらかじめ、官報で告示する。 （手数料） **第九条**　次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ下欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

上欄	下欄
一　認定試験を受けようとする者	
幼稚園教員資格認定試験	二万円
小学校教員資格認定試験	二万五千円
高等学校教員資格認定試験	五千六百円
特別支援学校教員資格認定試験	一万五千円
二　合格証書の書換え又は再交付を申請する者	五百円
三　合格証明書の交付を申請する者	三百円

上欄	下欄
一　認定試験を受けようとする者	
幼稚園教員資格認定試験	一万三千四百円
小学校教員資格認定試験	一万四千六百円
高等学校教員資格認定試験又は特別支援学校教員資格認定試験	五千六百円
二　合格証書の書換え又は再交付を申請する者	四百円
三　合格証明書の交付を申請する者	二百円

2　前項の規定による手数料のうち文部科学大臣が実施に関する事務を独立行政法人教職員支援機構（以下この項において「機構」という。）に行わせる試験に係るものについては、機構が定めるところにより、機構に納付するものとする。この場合において、機構に納付された手数料は、機構の収入とする。

3　第一項の規定による手数料のうち文部科学大臣が委嘱する大学が行う試験に係るものについては、収入印紙をもつて国に納付するものとする。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により申請等を行った場合は、当該申請等により得られた納付情報により手数料を納付しなければならない。

4　［略］

（文部科学大臣への報告等）

第十一条　［略］

2　文部科学大臣は、認定試験に合格した者の受験番号をインターネットの利用その他の適切な方法により公示する。

3　［略］

2　前項の規定による手数料は、収入印紙をもつて納付するものとする。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により申請等を行った場合は、当該申請等により得られた納付情報により手数料を納付しなければならない。

3　［同上］

（文部科学大臣への報告等）

第十一条　［同上］

2　文部科学大臣は、認定試験に合格した者の氏名を官報で公告する。

3　［同上］

［項を加える。］